

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第24回 2018年11月

日中間でAEO制度の相互承認に合意、日中貿易を促進

本アラートの分析対象法規

「中華人民共和国税関総署と日本国財務省関税局間で中国税関企業信用管理制度及び日本税関のAEO（認定事業者）相互承認に係わる協定」

背景

2018年10月26日、日本と中国は、「中華人民共和国税関総署と日本国財務省関税局間で中国税関企業信用管理制度及び日本税関のAEO（Authorized Economic Operator; 認定事業者）相互承認に係わる協定（以下「日中間AEO相互承認協定」）を正式に締結した。これにより、日本は中国とAEO相互承認の協定を締結した36番目の国となる。

「日中間AEO相互承認協定」の政策、内容

上述の日中間協定に従い、中国税関と日本税関はそれぞれ相手国のAEO事業者に対して以下4項目の優遇措置を与える。

- 輸出入貨物の検査・審査・監督管理の迅速化・簡素化を図るため、貨物のリスクを評価する際、AEO事業者の資格を十分に考慮する
- 検査が必要な貨物に対して、手続上最大限に便益を与えて迅速に対応する
- AEO事業者の通関トラブルを解消するため、専任の税関連絡担当者を指定し、配置する
- 中断していた国際貿易が回復した場合、主要なインフラ施設は、相手国のAEO事業者からの輸入貨物に対して最大限に優先して迅速に通関させる

中国の他国・地域とのAEO相互承認の進展状況及び要求事項

これまで、中国はEU加盟国の28か国に加えて、シンガポール、韓国、スイス、ニュージーランド、香港、オーストラリア、イスラエル、日本等の8か国/地域とAEO相互承認に係わる協定を締結した。また、中国税関は米国、カナダ、メキシコ、ブラジ

ル、ルマレーシア、タイ、ロシア、南アフリカ等の国ともAEO相互承認をめぐる交渉を進めている。

現在、中国におけるAEO相互承認の適用対象は高級認証企業に限られている。通常、通関手続きにおける優遇措置を享受するために、高級認証企業は下記の通り輸出入貨物の申告を行う必要がある。

ステップ1：既に中国とAEO相互承認協定を締結した国及び地域の輸出入業者とAEO事業者コードを交換する。

ステップ2：中国国内の輸出入企業が税関に輸入貨物の申告を行う際、所定の様式に基づき、通関申告書の「備考欄」にAEO相互承認相手国の企業/自社のAEO事業者コードを記入する。

ステップ3：税関システムで双方のAEO事業者コードを問題なく照合できた場合は、通関段階で自動的に優遇措置を享受できる。

KPMGの所見

1. 日中の経済連携が強化し、中国の貿易円滑化の促進においてAEO制度の重要性が一段と高まった

今回の日中間AEO相互承認協定の締結は、米中両国間の貿易問題が緊張し続ける中、日中関係は改善傾向が見られ、経済的にも連携を強化することを示唆する。比較的に緊迫している世界の経済及び貿易情勢において、中国は輸出入信用システムの整備を強力に推進し、信用をコアとした新たな税関監督管理体制の構築に取り組んでいる。中国は、AEO相互承認により、グローバル・サプライ・チェーンの相互接続・連携を促進し、貿易の円滑化を推進することにより、貿易会社の成長・発展を支援している。

2. 企業への影響と啓示

AEO相互承認は、直接に企業に通関上の利便を与えるだけでなく、自社の輸出入業務管理状況を見直し、コンプライアンス遵守、迅速性・利便性及びセキュリティに重点的に着眼して、税関実務の管理に潜むリスク及び問題点を早期に把握し、是正・改善する好機となる。このため、企業は現行の政策を踏まえて、AEO相互承認の効果を十分に発揮し、優遇措置を享受して税関実務の監督管理水準を全面的に引き上げるよう提案する。

KPMGがご提供するサービス

1. AEO相互承認/AEO認定の動向、政策法令に関する解析及び税関の企業信用管理に関する研修・指導並びに情報共有などのサービスを提供します。

2. 中国企業の海外市場開拓に関するコンサルティングサービスを提供します。AEO制度の相互承認の推進に伴い、KPMGは自社のグローバルネットワークを利用して、関連国・地域のAEO制度、貿易環境、規制要求などを紹介し、企業が「一帯一路」戦略に則り、より迅速でスムーズに海外展開できるよう、企業の海外事業の拡大に係わるコンサルティングサービスを提供します。
3. AEO高級認証及び再認証に関するサポートを提供します。企業が税関の高級認証企業に対する認定基準を満たせるように、内部統制、財務状況、輸出入に対する管理監督などについて全面的な評価・分析を行い、リスクを識別し、改善案を提供して企業の改善を促進します。
4. 専門の報告書を作成・提出します。税関総署令第237号「中華人民共和國税関企業信用管理弁法」で言及した「税関又は企業は社会仲介機構に委託して企業認証に関する問題に対し専門的な結論を提出してもらうことができる。」に準拠して、KPMGはプロフェッショナルなサービスを提供する仲介機構として、企業の認証状況を評価し、専門の報告書を作成・提出することができます。
5. 企業の年次内部レビューサービスを提供します。認証企業は、自社の年間輸出入状況及びコンプライアンス遵守状況に対してレビューを行う必要があります。KPMGは、企業に内部レビューサービスを提供し、企業に自社の実態と税関の企業信用状況の認定基準との一致度を十分に理解させ、プロフェッショナルとして改善案を提供します。

お問い合わせ

華北地域



周重山(Eric Zhou)
中国貿易及び税関実務統括パートナー
E: ec.zhou@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7610



韓滢(Helen Han)
パートナー
E: h.han@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7627

華東及び華西地域



周咏雄(Anthony Chau)
パートナー
E: anthony.chau@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3206



董誠(Dong Cheng)
パートナー
E: cheng.dong@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3410



陶蓉蓉(Rachel Tao)
ディレクター
E: rachel.tao@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3473

華南地域



羅健瑩(Grace Luo)
パートナー
E: grace.luo@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 8609



陳蔚(Vivian Chen)
パートナー
E: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: +86 (755) 25471198



夏穎(Philip Xia)
ディレクター
E: philip.xia@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 8674

香港特别行政区



許昭淳(Daniel Hui)
パートナー
E: daniel.hui@kpmg.com
Tel: +852 2685 7815

イノベーションが新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。